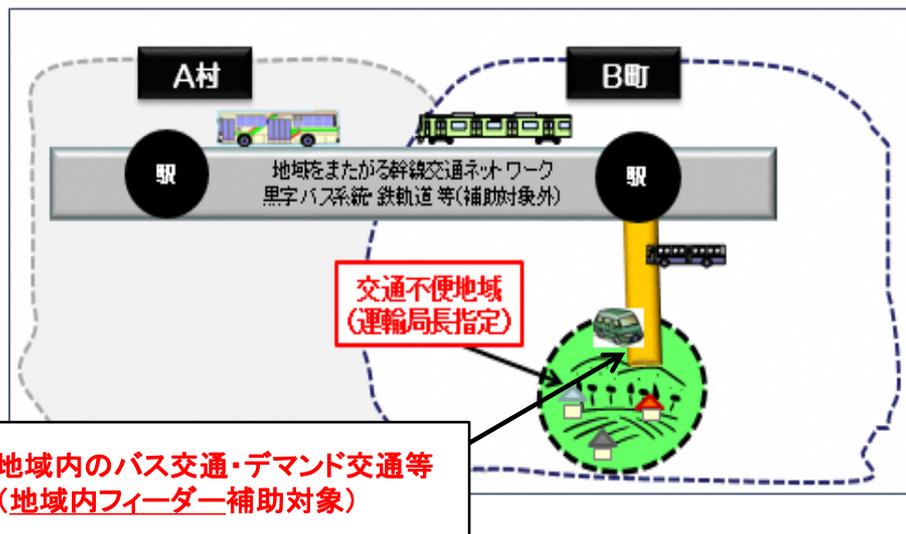


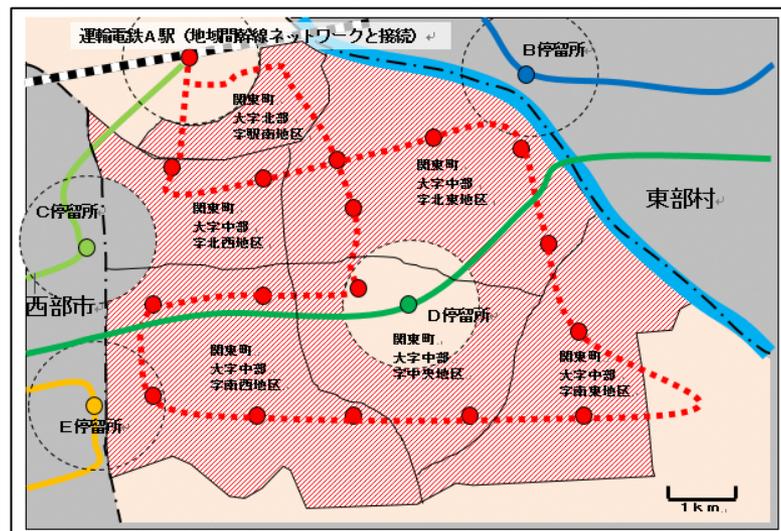
接続性要件②(2): 地方運輸局長等が指定する交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること

- 運輸局長指定の交通不便地域とは、フィーダー系統の利用を前提とする地域であって、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等が存しない地域
- 指定を受けた交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものが対象

局長指定の交通不便地域における地域間交通ネットワークへの接続イメージ図



局長指定の交通不便地域のイメージ図 (斜線 = 交通不便地域)



運輸局長指定の交通不便地域の詳細については、令和3年5月14日付け「地域公共交通確保維持改善事業に関する交通不便地域の指定に係る審査方針について」 (<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000239482.pdf>) をご確認ください！

